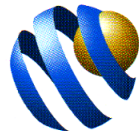


# 「加入者証」

他人（第三者）にケガをさせたり、  
他人（第三者）の物に損害を与えた場合に備えて



TOKIOMARINE  
NICHIDO

航空スポーツを行う人は、他人に迷惑かけないことを念頭におかなければなりません。

このため、日本模型航空連盟では東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動」）と契約し登録された方全員に個人賠償責任保険（以下「保険」）を付けています。この保険は団体で契約しているため、各登録者には証券は発行されませんが、あなたの登録証に記載された登録番号（JPN〇〇…）が保険番号として使われます。又保険は登録証の有効期間中におきた事故が対象となります。

## 1. 保険の対象

登録者であるあなたの模型航空機の操作によって、他人（第三者）へケガを負わせたり、他人の物を損壊してしまった時など、日常生活に起因する偶発的な事故が原因で法律上の賠償責任を負った場合が対象となります。したがって、あなた自身、あなたの所有物は、対象となりません。また、法人・使用者等の責任は本保険の対象となりません。

## 2. 保険の最高限度額および免責額

最高限度額は1事故あたり1億円です。なお以下の免責額を超える損害に対し最高限度額を限度として保険金を請求することができます。

免責額

50,000 円

## 3. 保険金を請求できる事故

模型航空機の操作によって、誤って他人へケガを負わせた場合（対人）や他人の物を損壊してしまった場合（対物）に、相手に支払わなければならない法律上の賠償責任に基づく賠償金（治療費や修理費など）や関連して支出した争訟費用などを保険金として請求できます。

## 4. 保険金を請求できない主な場合

次の場合、保険契約上は免責となり、保険金は請求できません。

- 保管中、組立中に生じた事故
- 故意に起した事故
- 他人から借りたり預ったものに生じた損害
- 同居している親族に与えた損害
- 戦争・暴動・天災等に起因する事故
- 被保険者の職務遂行に起因する賠償責任

## 5. その他の注意事項

- 事故が起きた場合、あなたの不必要な負担を避けるためにも、速やかに以下に記載の「東京海上日動の事故受付デスク」にお電話ください。
- あなたが他にこのような保険に加入されている場合は、事故報告の時にその旨必ずお申し出ください。この場合は、両方の保険から分担して保険金が支払われます。
- 保険会社の同意なく示談した場合、保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

## 6. 保険の内容に関する一般的な問合せ

東京海上日動火災保険株式会社 航空保険部 営業第2課  
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1  
03-3285-1731  
受付は月～金の9:00～17:00<祝日は除く>

万一事故が起きたら

24 時間 365 日受付の「東京海上日動の事故受付デスク」

TEL : 「0120-119-110」へ直ちに連絡

「日本模型航空連盟の第三者賠償責任保険の被保険者である」とことと、次の内容を正確に伝えて下さい。

- あなたの登録番号・住所・氏名・電話番号
- 事故の発生の日時・場所
- 事故の状況
- 相手（被害者）のケガ・損害の程度
- 被害者の住所・氏名・電話番号